

## 国内輸送費助成補助金交付要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、国内輸送費助成補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 国内に事業所を有し、継続的に事業活動を行い、コンテナ貨物を輸出入する者をいう（個人事業者を含む）。
- (2) 船荷証券 船社が貨物の引受けをしたとき、荷主に対して発行する、貨物の受取又は船積み及び運送契約の内容を証する証券をいう。
- (3) シフト貨物事業 輸出又は輸入しているコンテナ貨物を取り扱う事業者が発着地を国内諸港湾から伏木富山港（以下「本港」という。）に転換させ、本港の国際定期コンテナ航路を利用し、国外諸港湾との間で輸出又は輸入するコンテナ貨物を取り扱う事業のうち、新規貨物事業を除くものをいう。
- (4) 新規貨物事業 輸出又は輸入しているコンテナ貨物を取り扱う事業者が過去に本港の利用実績がなく、新規に本港の国際定期コンテナ航路を利用し、国外諸港湾との間で輸出又は輸入するコンテナ貨物を取り扱う事業をいう。

### (補助金の交付)

第3条 知事は、本港へのコンテナ貨物の集荷促進を図るため、事業者が行う本港を利用した輸出入に対し、その実績に応じ、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助金の交付対象者、交付要件等)

第4条 補助金の交付対象者、交付要件等は次のとおりとする。

区分	交付対象者	交付要件	補助対象経費	補助率	限度額	申請期間
通常枠	事業者	シフト貨物事業、新規貨物事業について、当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数（輸出入の合計。以下同じ。）が1TEU以上であること。	国内の陸送に要する経費	1/3以内	1TEUあたり 上限1万円  1事業者につき50万円	める 知事が別に定 める期間
特別枠	事業者	シベリア鉄道を利用したモスクワ方面との輸出入に対する当該年度の本港利用のコンテナ取扱個数が前年度より増加していること。	国内の陸送に要する経費 (前年度からのコンテナ貨物増加分対象)	1/2以内	1TEUあたり 上限5万円  1事業者につき50万円	める 知事が別に定 める期間

備考1 航路の利用日は、原則として、輸出貨物については船荷証券の発行日、輸入の場合は本港への入港日とする。なお、国内の陸送は年度内に終えているものとする。

備考2 伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金交付要綱に基づき、伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金の交付を受けて輸出又は輸入したコンテナ貨物は補助対象としない。

備考3 小口混載貨物（2社以上の荷主企業が、各企業では1コンテナに満たない量の貨物を1つのコンテナに混載して輸出入している場合）の荷主企業は補助対象の事業者には含めない。

#### （補助対象事業指定の申請）

第5条 前条に規定する補助金の交付要件を満たすことが見込まれる事業者で、補助対象事業の指定を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、以下の書類を知事に提出するものとする。

- （1）国内輸送費助成事業指定申請書（様式第1号）
- （2）対象コンテナとして第2条第3号又は第4号の事業者であることが確認できる書類
- （3）前年度の本港利用に係る船荷証券又は実質上の荷主であることが確認できる書類（特別枠の場合）
- （4）その他知事が必要と認める書類

#### （補助対象事業の指定）

第6条 知事は、前条の規定により提出された書類等をもとに選考を行い、事業者に対し、国内輸送費助成事業指定通知書（様式第2号）により、補助対象事業に指定した旨を通知するものとする。

#### （補助金の交付申請）

第7条 事業者は、指定を受けた後、速やかに規則第3条に規定する交付申請書に、事業計画書（様式第3号）を添付して知事に提出するものとする。

#### （事業の計画変更又は中止の承認申請）

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画変更（中止）承認申請書（様式第4号）に変更後の事業計画書を添付して知事に提出するものとする。

- （1）当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数が事業計画における利用見込を上回ることが、年度途中において明白となった場合
- （2）当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数が第4条に規定する補助金の交付要件を満たさないことが、年度途中において明白となった場合

#### （事業の実績報告）

第9条 事業者は、補助事業完了の日から30日以内又は知事が別に定める期日までに、規則第12条に規定する実績報告書に、以下の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- （1）事業実績書（様式第5号）
- （2）当該年度の本港利用に係る船荷証券又は実質上の荷主であることが確認できる書類の写し
- （3）補助対象事業について国内の陸送に要する経費が分かる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の経理等)

第 10 条 事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(細則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

富山県知事

殿

住所  
 事業者名  
 代表者職氏名

## 国内輸送費助成事業指定申請書

年度において、国内輸送費助成事業の指定を受けたいので、国内輸送費補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、本件に関し、関係の機関等へ照会されても差し支えありません。

## 1 事業計画

事業の概要			
輸送期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
輸送経路 及び輸送手段	(シフト前) ※新規貨物の場合は記載不要		
	(シフト後) ※新規貨物の場合は当該貨物の経路・手段を記載		
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)		
事業者名・ 輸送品目			
取扱予定 コンテナ個数	(輸出) TEU	(輸入) TEU	(合計) TEU
補助金 請求予定額	円		
来年度以降の 本港利用見込			

※輸出入貨物に係る国内輸送費の内訳（見込み）が分かる書類を添付すること

富山県知事

殿

住所  
事業者名  
代表者職氏名

## 国内輸送費助成事業指定申請書

年度において、国内輸送費助成事業の指定を受けたいので、国内輸送費補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、本件に関し、関係の機関等へ照会されても差し支えありません。

## 1 事業計画

事業の概要				
輸送期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
輸送経路 及び輸送手段				
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)			
事業者名・ 輸送品目				
取扱予定 コンテナ個数	項目	輸出	輸入	合計
	前年度実績	TEU	TEU	TEU
	今年度利用実績見込み	TEU	TEU	TEU
	差引利用増加見込み	TEU	TEU	TEU
補助金 請求予定額	円			
来年度以降の 本港利用見込				

※輸出入貨物に係る国内輸送費の内訳（見込み）が分かる書類を添付すること

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

殿

富山県知事

## 国内輸送費助成事業指定通知書

年 月 日付で申請のあった、 年度国内輸送費助成事業の指定については、選考の結果、貴社を補助対象事業者に指定したので通知します。

様式第3号-1 (第7条関係) (通常枠)

事業計画書

事業者名

事業の概要			
輸送期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
輸送経路 及び輸送手段	(シフト前) ※新規貨物の場合は記載不要		
	(シフト後) ※新規貨物の場合は当該貨物の経路・手段を記載		
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)		
事業者名・ 輸送品目			
取扱予定 コンテナ個数	(輸出)  T E U	(輸入)  T E U	(合計)  T E U
補助金 請求予定額	円		
来年度以降の 本港利用見込			

事業計画書

事業者名

事業の概要				
輸送期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
輸送経路 及び輸送手段				
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)			
事業者名・ 輸送品目				
取扱予定 コンテナ個数	項目	輸出	輸入	合計
	前年度実績	TEU	TEU	TEU
	今年度利用実績見込み	TEU	TEU	TEU
	差引利用増加見込み	TEU	TEU	TEU
補助金 請求予定額	円			
来年度以降の 本港利用見込				



富山県知事

殿

住所  
事業者名  
代表者職氏名

### 事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日付け富山県指令第 号で補助金交付の決定の通知があった国内輸送費助成事業について、事業計画を変更（中止）したいので、国内輸送費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり変更（中止）の承認を申請します。

#### 記

変更（中止） の内容	
理 由	

添付書類

変更後の事業計画書（様式第3号）

事業実績書

事業者名

事業の概要			
輸送期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
輸送経路 及び輸送手段	(シフト前) ※新規貨物の場合は記載不要		
	(シフト後) ※新規貨物の場合は当該貨物の経路・手段を記載		
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)		
事業者名・ 輸送品目			
取扱 コンテナ個数	(輸出)  T E U	(輸入)  T E U	(合計)  T E U

※補助対象事業について国内の陸送に要する経費の実績が分かる書類を添付すること

事業実績書

事業者名

事業の概要				
輸送期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
輸送経路 及び輸送手段				
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)			
荷主名・ 輸送品目				
取扱 コンテナ個数	項目	輸出	輸入	合計
	前年度実績	TEU	TEU	TEU
	今年度利用実績	TEU	TEU	TEU
	差引利用増加数	TEU	TEU	TEU

※補助対象事業について国内の陸送に要する経費の実績が分かる書類を添付すること

令和4年4月1日  
商工労働部立地通商課

国内輸送費助成補助金交付要綱第11条に規定する知事が別に定める事項について

国内輸送費助成補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条に規定する知事が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 令和4年4月1日から当分の間、要綱第4条の表の特別枠は、同条の規定に関わらず補助の対象とはしないものとする。